

車両系建設機械(整地等) 運転技能講習

38時間コース

2023年4月開講

資格を取って、スキルアップしませんか!

現場で作業をするには、資格が必要です!

ホイールローダー

油圧ショベル

機体質量が3トン以上の
車両系建設機械(整地、運搬、積込み用及び掘削用)の運転資格(道路上の走行を除く)

	日数/時間	日程	講習料金
N コース	5.5日間/38時間 (学科13時間/実技25時間) 受講資格: 特になし	2023/6/12~17 ※日程は変更する場合があります。	110,000円 (テキスト代・税込)

まずは、コベルコ教習所の[講習日程のご案内]でご確認ください。

当教習所では、建設機械等の実技教習、技能講習、特別教育、安全衛生教育を行っています。

安心・丁寧な指導であなたの資格取得をサポートします。資料請求・講習のご相談などお気軽にお問い合わせください。

■お問い合わせ

松山教習センター

〒791-2111 愛媛県伊予郡砥部町八倉44-1

TEL.089-905-1800 (電話受付時間 9:00~17:00)

\パソコン・スマホから!/
簡単便利! Web予約

www.kobelco-kyoshu.com



車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習

資格の区分

機体質量が3トン以上の車両系建設機械(整地、運搬、積込み用及び掘削用)の運転(道路上の走行を除く)

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)とは、労働安全衛生法施行令第20条第12号の別表7第1号、2号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいいます。

車両系建設機械は①整地・運搬・積込み用(ブルドーザー、トラクターショベルなど)②掘削用機械(ドラグショベルなど)③基礎工用機械(くい打機、くい抜機など)④締固め用機械(ローラー)⑤コンクリート打設用機械(コンクリートポンプ車)⑥解体用機械(ブレイカーなど)に分類されており、これらの機械のうち①と②の運転業務には、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者でなければ業務に就かせてはならないと定められています。

※上記の業務に従事する際は技能講習修了証等の携帯が義務付けられています。

※機体質量が3トン未満であれば小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転特別教育修了者も運転業務に就くことができます。



主な機器の種類

パワーショベル、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、スクレーパー、クラムシェル 等



ドラグショベル



パワーショベル



ブルドーザー



スノーブラウ



ホイールローダー

主に使用する業種



建設・土木工事業



解体工事業



管工事業



造園工事業



産業廃棄物処理業



リース・レンタル業



電気通信工事業



運送業



農林業

他

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習



助成金対象

内容	科目							走行の操作	作業のための装置の操作
	構造及び取扱いの方法に関する知識	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業の方法に関する知識	運転に必要な一般的な事項に関する知識	関係法令	関係法令	関係法令		

コース	免除資格	日数	合計時間	1	2	3	4	5	6	7
N	特になし	5.5日間	38時間	○	○	○	○	○	○	○
D	自動車免許を所持せず3トン未満の車両系建設機械(整地等)運転特別教育修了者で、且つ運転経験6ヶ月以上の方(事業者証明が必要)	2.5日間	18時間	○	○	○	○	○	免除	○
C	下記のいずれかに該当の方 ●大型特殊自動車免許所持者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●普通・準中型・中型・大型自動車免許所持者で、3トン未満の車両系建設機械(整地等)運転特別教育修了者で、且つ運転経験3ヶ月以上の方(事業者証明が必要)	2日間	14時間	免除	○	○	○	○	免除	○